

# 地域食品における 知的財産の利活用を目指して



## 社団法人 食品需給研究センター

〒114-0024 東京都北区西ヶ原1-26-3  
TEL:03-5567-1993 FAX:03-5567-1934  
調査研究部：長谷川 潤一 後藤 祥子  
ホームページ <http://www.fmrhc.or.jp>

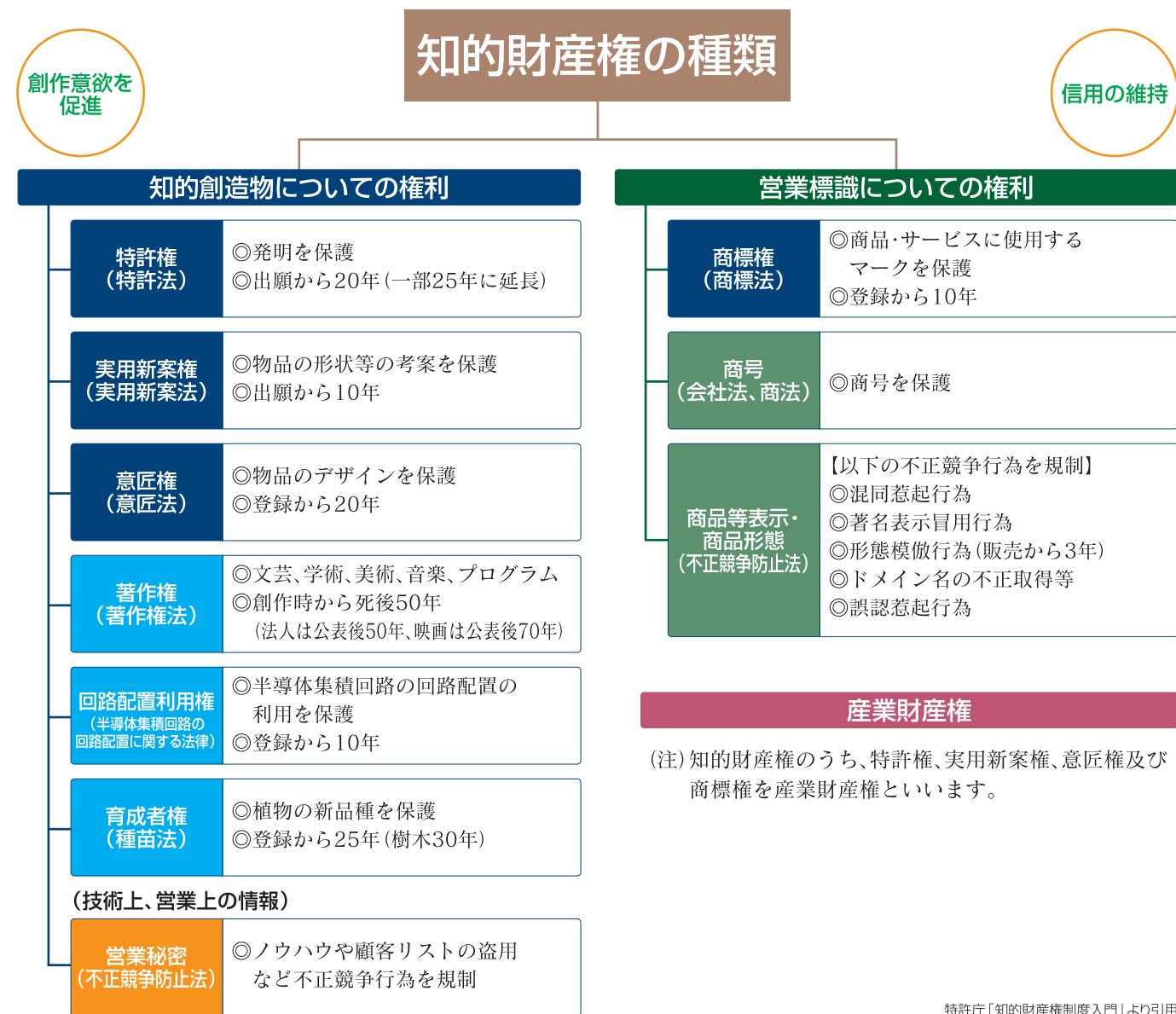
監修者 / 弁理士・大野 晃秀 弁理士・高見 良貴 弁理士・西浦 嗣晴(五十音順)  
本リーフレットは、農林水産省補助事業「平成19年度食料産業クラスター促進技術対策事業」により作成しました。



社団法人 食品需給研究センター

# 食品産業の技術開発の成果を知的財産化するために。

地域の食品産業に携わるみなさんが知的財産をより有効に活用していただけるように知的財産に関する情報をコンパクトにまとめました。なお、本書の作成にあたっては、特許庁の「平成19年度知的財産権制度入門」、 「平成18年度地域団体商標制度説明会」テキスト及び農林水産省の「平成19年度農林水産行政担当者のための知的財産権入門」を参考とし、弁理士の監修を受けて作成しています。ぜひ、知的財産の利活用の参考にしてください。



## 産業財産権

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権は「産業財産権」と呼ばれています。「産業財産権」は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のための保護、研究開発へのインセンティブの付与、取引上の信用を維持することによって、産業の発展を図ることを目的として制度化されています。各産業財産権によって権利を受けた権利者は、侵害者に対して侵害行為の差し止め、損害賠償等を請求できます。ただし、基本的に公開が原則であり、他の企業等は権利の内容を技術情報として利用することが可能となります。産業財産権の具体例を以下に示します。なお、特許権と実用新案権については、対象が重複しますので、まとめて表記しております。ただし、実用新案権は、「物品」を伴うことが必要ですので、製法などの「方法」については、「特許」のみが対象となります。

### 産業財産権の具体例

#### ペットボトル茶飲料の場合

**特許権・実用新案権**  
茶の製造方法に関する発明  
ペットボトルの形状に関する発明・考案



**商標権**  
ペットボトルの包装に表示するマーク、ハウスマーク、商品名など

**意匠権**  
ペットボトルの形状・模様などに関するデザイン

#### カップメンの場合

**特許権・実用新案権**  
容器の構造・材質、ふた部と容器の接合構造等に関する発明・考案  
麺・具の製法に関する発明



**商標権**  
商品や包装に表示するマーク、ハウスマーク、商品名など

**意匠権**  
商品の容器の形状・模様などに関するデザイン

※商号とは、営業標識であり、商標とは別のものです。ただし、商標として登録することにより、商標として使用することは可能です。

# 1 特許権

特許権の保護対象となる発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものをいいます。したがって、金融保険制度・課税方法などの人為的な取り決めや計算方法・暗号など自然法則の利用がないものは保護の対象とはなりません。また、発明とは技術的思想の創作ですから、発見そのもの（例えば、自然法則やそもそも自然に存在するものの発見）は保護の対象とはなりません。さらに、この創作は、高度のものであることが必要であり、技術水準の低い創作は保護されません。

## 特許の登録手続き

出願日から1年6月経過すると、発明の内容は公報によって公開されます。特許出願したものは、全てが審査されるわけではなく、出願人又は第三者が審査請求料を払って出願審査の請求を行ったものだけが審査されます。審査請求は、出願から3年以内であれば、いつでも誰でも行うことが可能です（平成13年9月30日以前の特許出願については、出願の日から7年以内です）。出願から3年以内に審査請求のない出願は、取り下げられたものとみなされ、以後権利化することはできなくなります。特許出願は、主に次の要件について審査され、拒絶理由がない場合に特許されます。

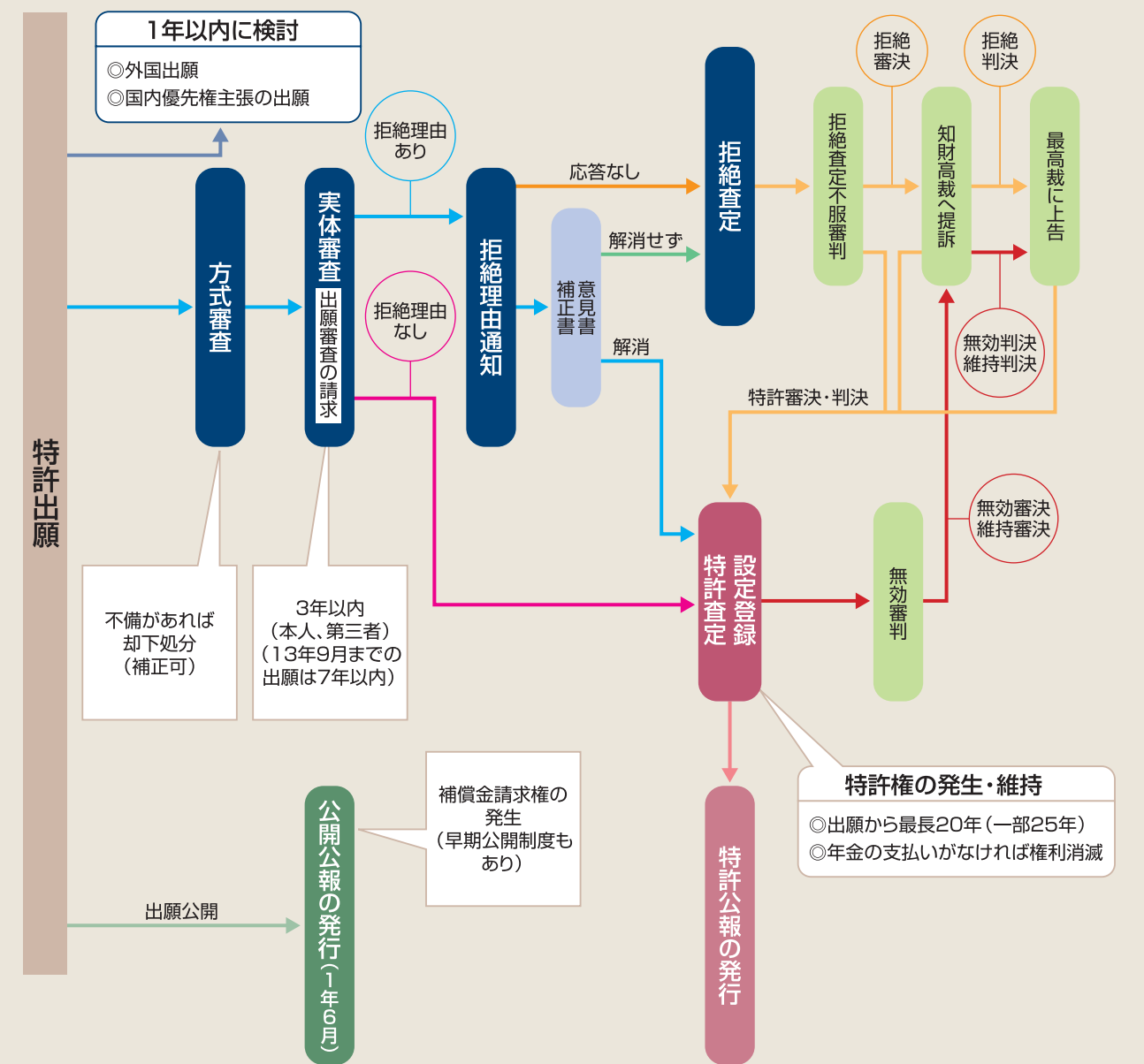
## 審査の拒絶理由

- 1) 自然法則を利用した発明か
- 2) 産業上利用できる発明か
- 3) 出願前に同一の発明はなかったか
- 4) いわゆる当業者（その技術分野のことを理解している人）が容易に発明をすることができたものでないか
- 5) 公序良俗に違反していないか
- 6) 明細書の記載は規定どおりか

これら審査の拒絶理由をお読みになった場合、特許を取得できないと思われるかもしれません。しかし、発明とは問題解決の手段であり、その問題解決手段が新しく、従来の技術から技術的にステップアップしているのであれば、特許になる可能性があります。皆さんがお持ちの発明が特許として権利化できるか、専門家である弁理士等に一度相談してみると良いかと思われます。

特許の存続期間は、出願から最長20年です（薬等試験に時間を要する等一部の発明については最長25年まで延長することが可能です）。

## 特許出願から特許取得までの流れ



特許庁「知的財産権制度入門」より引用

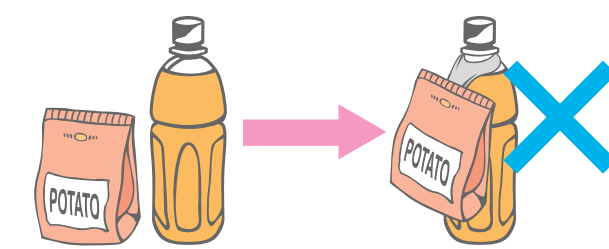
## 特許で保護されないものの例

◎自然法則を利用した発明ではないもの



今まで一般に知られていなかったきのこを山で発見したとしても、そのきのこについて特許を受けることはできません。しかし、きのこを遺伝子組み換えで改良したものは、特許を受けられる可能性があります。

◎公然と知られた発明や公然と実施された発明を単に寄せ集めたに過ぎない発明



公然と知られたペットボトルにスナック菓子を単純にぶら下げたものが仮に従来なかったとしても、そのような組合せだけでは特許にはなりません。

特許取得に要する費用のうち、審査請求料及び1年～3年目までの登録料について、研究開発型企業や資力に乏しい企業等一定の要件を満たす場合は、軽減措置を受けることが可能です。たとえば、SBIR（中小企業技術革新制度）の指定を受けた補助事業で補助を受けた場合、中小企業等の要件を満たせば、補助を受けた技術に関する特許出願は、審査請求料等が減免の対象となります。





## 2 意匠権

特許と対象が重複する権利として、実用新案権があります。自然法則を利用した技術的思想の創作であって、物品の形状、構造又は組合せに係るものが対象となります。したがって、物品の形状等に関係しない方法に係るものは、特許とは異なり、実用新案の対象とはなりません。

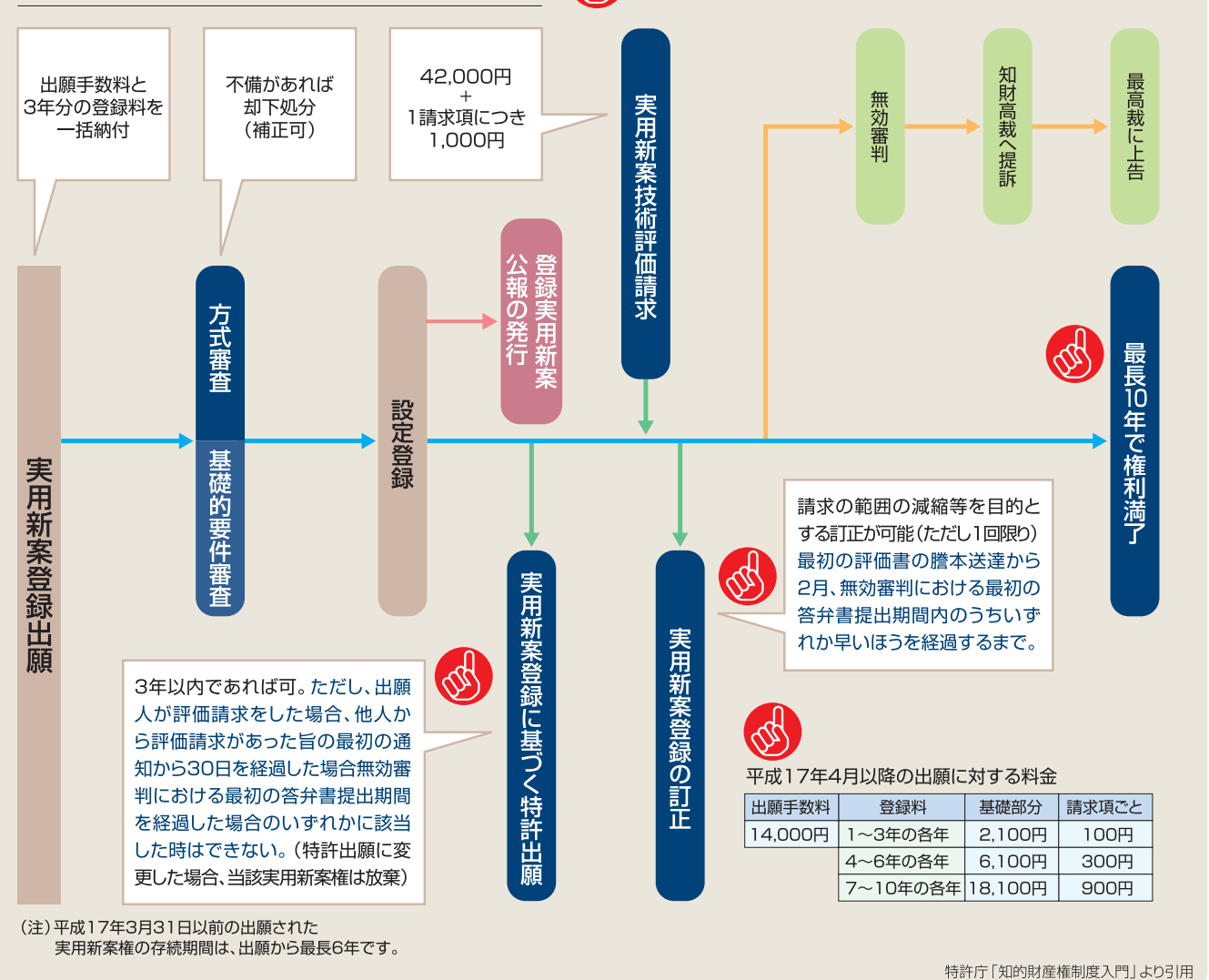
実用新案は、特許出願の場合のように出願審査請求制度はなく、出願時に第1年から第3年分の登録料を納付する必要があります。

また、実体審査（新規性、進歩性等の審査）を経ずに登録される権利であるため、出願に当たっては、十分に先行技術の調査を行い、その結果を踏まえた上で出願を行うか否かを決定することが重要です。また権利行使をする前には、実用新案技術評価の請求が必要です。

実用新案権の存続期間は、出願から最長10年です（平成17年3月31日以前の出願は、最長6年です）。



### 実用新案出願の流れ



## 2 意匠権

物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって視覚を通じて美感を起させるものが保護の対象となります。すなわち、特許・実用新案は、自然法則を利用した技術的思想の創作を保護するものですが、意匠はデザインを保護するものです。

意匠出願は、主に以下の要件について審査され、拒絶理由がない場合に意匠登録されます。

### 審査の拒絶理由

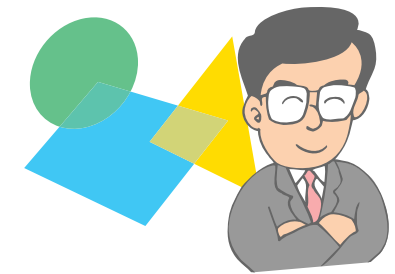
- 1) 工業上利用できる意匠であること
- 2) 新規性を有すること
- 3) 創作非容易性を有すること
- 4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと
- 5) 公序良俗に反しないこと
- 6) 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠でないこと
- 7) 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠でないこと

- ◎意匠権の存続期間は、登録から最長20年です。（平成19年3月31日以前の出願は、登録から最長15年です）。
- ◎意匠法には、関連意匠・部分意匠・秘密意匠制度が設けられています。

### 関連意匠と部分意匠

デザインを考える場合、デザインはひとつだけでなく様々なバリエーションを持って考え出されることがあります。そうした場合に、類似した複数のデザインを関連意匠としてまとめて登録することが可能です。

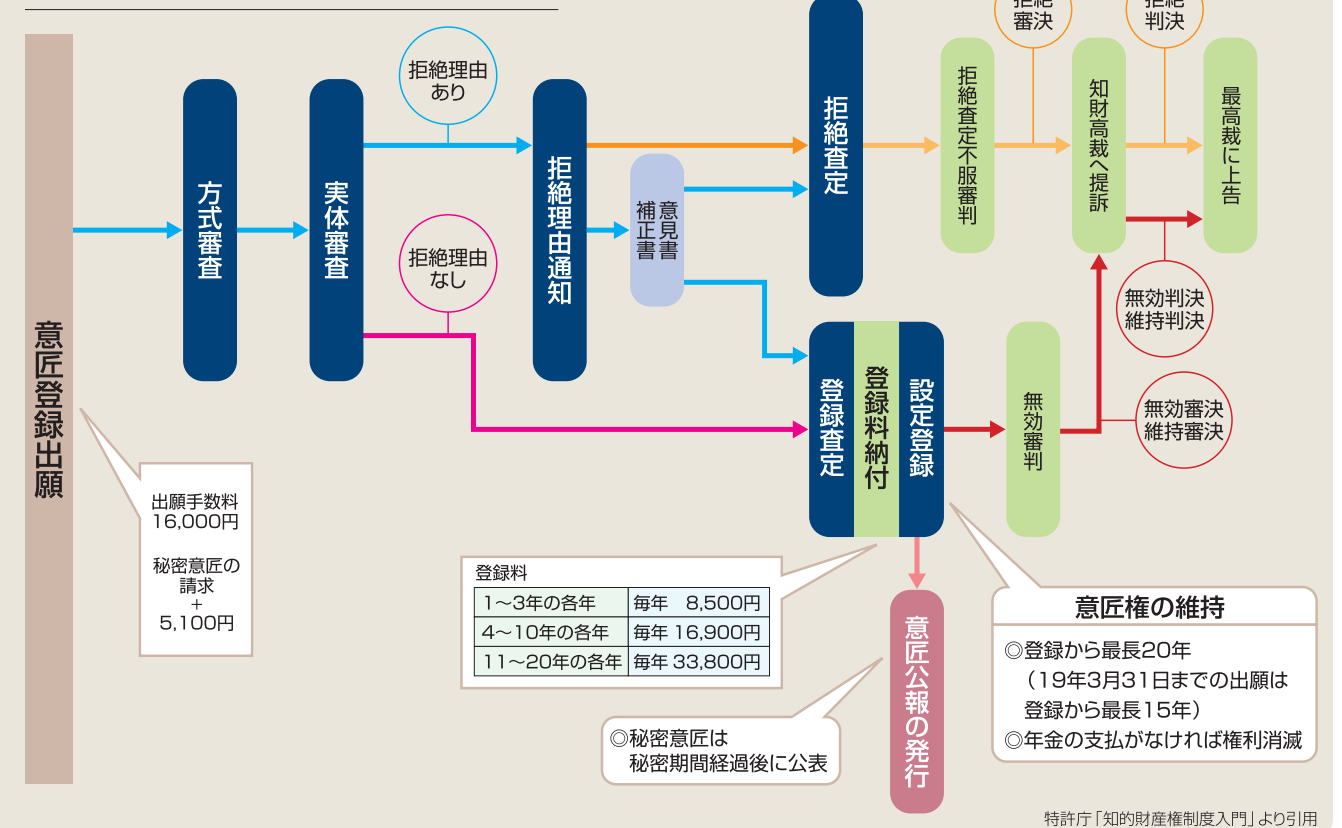
また、ひとつの物品のデザインを考える際に、そのうちの一部分のデザインについて保護を受けたい場合は、その部分だけを部分意匠として登録することが可能です。



### 秘密意匠

創作したデザインを一定期間非公開にしたい場合には、一定期間秘密にしておく秘密意匠として登録することが可能です。秘密意匠は、登録された後も最長3年間は公開されず、登録後でもこの秘密にする期間は延長及び短縮することが可能です（登録後最長で3年の期限は変わりません）。ただし、秘密意匠を請求する場合は、通常の出願よりもさらに手数料がかかります。

### 意匠登録出願の流れ



### 3 商標権

商標とは、事業者が自己の取り扱う商品・サービス(役務)を他人の商品・サービスと区別するために、その商品・サービスについて使用するマーク(標識)をいいます。

商標の登録は、商標を使用する商品・サービスを指定し、区分に従って行わなければなりません。商品・サービスは、商標権の効力範囲を決める重要な要素です。例えば、商品「乳製品」について商標を使用するのであれば、第29類「乳製品」を、サービス「食料品の加工」について商標を使用するのであれば、第40類「食料品の加工」を指定して出願することになります。

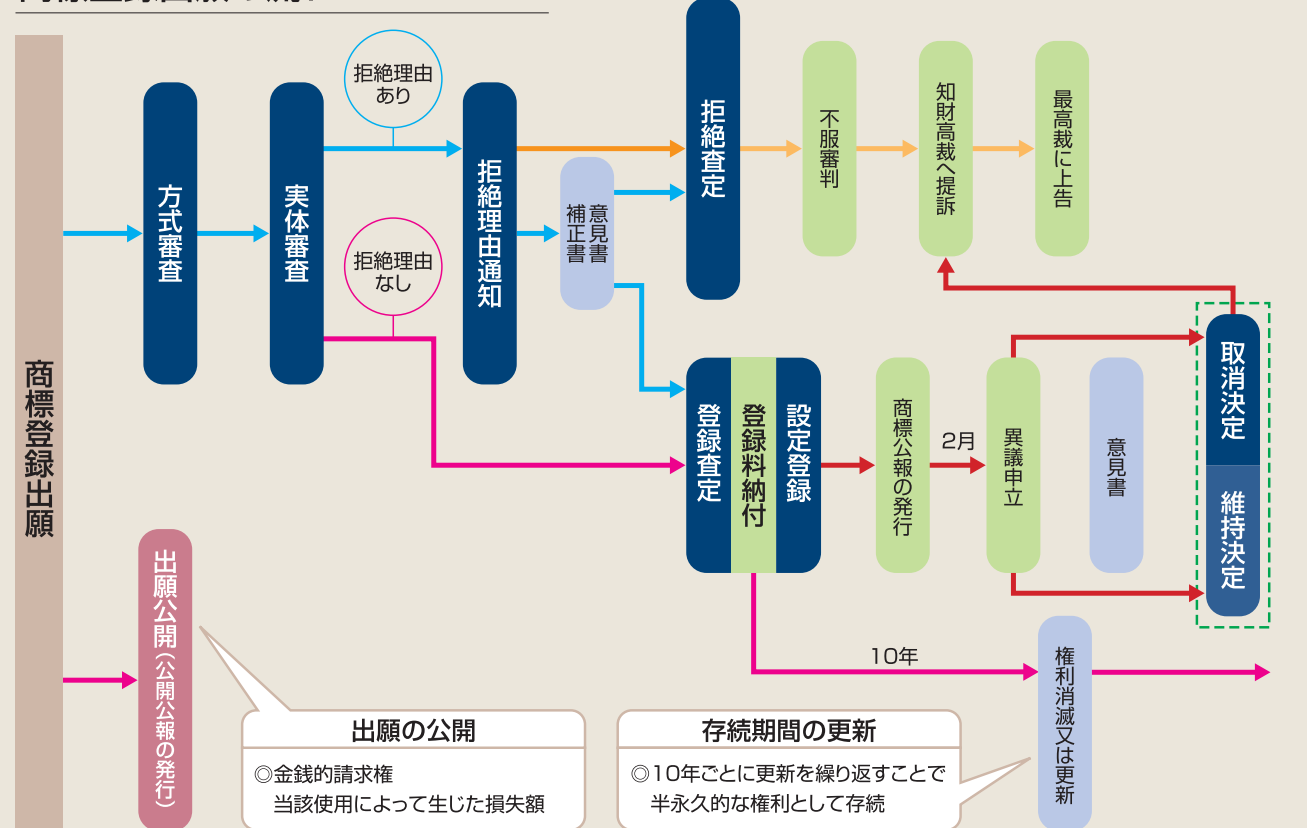
- 第29類 乳製品、肉製品、加工水産物、加工野菜及び加工果実、豆腐、納豆、ぶりかけ等
- 第30類 茶、菓子及びパン、ぎょうざ、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ等
- 第31類 海藻類、野菜等
- 第32類 飲料用野菜ジュース、清涼飲料、果実飲料、乳清飲料等
- 第33類 日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒
- 第40類 食料品の加工等
- 第43類 飲食物の提供等

商標出願は、主に以下の要件について審査され、拒絶理由がない場合に商標登録されます。

- 1) 自己の商品・サービスと他人の商品・サービスとを識別することができないもの。具体的には、商品・サービスの普通名称、商品の販売地・用途、サービスの質・提供場所等
- 2) 国旗と同一又は類似の商標や公序良俗を該するおそれがある商標等公益上の理由から登録を受けることができないもの。
- 3) 同一又は類似の指定商品・指定役務について、既に登録を受けている他人の登録商標と同一・類似の商標など、他人の商標と混同を生じるなどの理由から登録を受けることができないもの。

登録されると、全国的に効力が及ぶ商標権が付与され、権利者は誰からも排除されることなく指定商品又は指定役務について、登録商標を独占的に10年間使用できます。商標は、更新登録料を納付することにより、10年ごとに更新が可能です。

#### 商標登録出願の流れ



※無効審判、取消審判は省略

特許庁「知的財産権制度入門」より引用

### 地域団体商標

商標権の新しい制度として、地域団体商標制度があります。

地域の名称及び商品・サービス(役務)の普通名称等からなる商標について、通常の商標とは異なり、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体による地域団体商標の登録を認める制度です。「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりではなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等も含まれます。

「商品・サービス(役務)の普通名称等」には、例えば、①商品「塩」について、「波の花」の名称、②商品「さつまいも」について、「さつまいも」の名称、③商品「豚肉」について「豚」の名称、④商品「トマト」について「完熟トマト」の名称、⑤商品「あじ(魚)」について、「あじ」の名称、⑥サービス(役務)「入浴施設の提供」について「温泉」の名称等が該当します。

出願人が備えるべき要件は以下のとおりです。

- 1) 法人であること
- 2) 事業協同組合等の特別の法律により設立された組合であること
- 3) 設立根拠法において構成員資格者の加入の自由が保証されていること
- 4) 商標が使用の実績により出願人である団体又はその構成員の業務に係る商品・サービス(役務)を表示するものとして周知となっていること

この周知性の程度は、商品・サービス(役務)の特性にもよりますが、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることが必要です。

地域団体商標権者は、商標と同様に、登録した商標を他者が利用することを制限する権利を有します。しかし、通常の商標とは異なり、移転・専用使用権の設定は制限されます。さらに、出願人又はその構成員が出願商標を使用した結果、需要者の間に広く認識された後でないで登録できません。

したがって、指定商品(指定役務)は実際に商標を使用している商品・サービス(役務)であることが必要です。

また、地域団体商標権の効力が及ばないものとして、次のものがあります。

- 1) 地域団体商標が出願される前から不正競争の目的なく、継続して使用している商標については、引き続き使用することができるため、これら正当な第三者に対しては、差し止め請求や損害賠償請求を行うことはできません。
- 2) 表示されている態様からみて、商品の普通名称や産地、品質等を表示するものにすぎず、出所表示機能を果たしていないと認められる商標については、商標権の効力が及びません。

Q.東京都メロン農事組合法人が生産出荷するメロンが、近隣都道府県で周知となった場合は地域団体商標として登録することは可能でしょうか?



A.東京都メロン組合法人が、同組員が出荷するメロンの箱等に表示させることを目的として、「東京メロン」を地域団体商標として出願することは可能です。



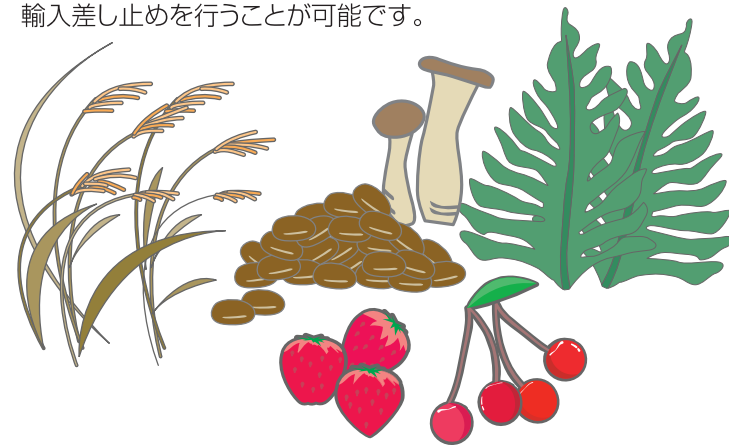


## 参考 品種登録制度と育成者権

上記産業財産権以外に、食品産業の知的財産権として、種苗法により保護されているものが、育成者権です。これは農林水産省に品種を登録することにより、育成者の権利が保護されるものです。育成者権の存続期間は、登録日から25年（永年性植物（木本植物）以外）又は30年（果樹等の永年性植物）です。

登録対象は、イネやバラからノリやワカメまで、栽培される全植物（種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類）が品種登録制度の対象となります。また、政令で指定されたきのこ（32種）についても対象となります。

品種が登録されると、登録者以外が品種の栽培を行うことや、加工品を利用することは禁止されます。現在、日本が作り出した品種が海外に持ち出されて、逆輸入されて問題になっています。このような場合、育成者権を利用して、輸入差し止めを行うことが可能です。



### 最近の育成者権侵害事例

#### いんげん豆（雪手亡）

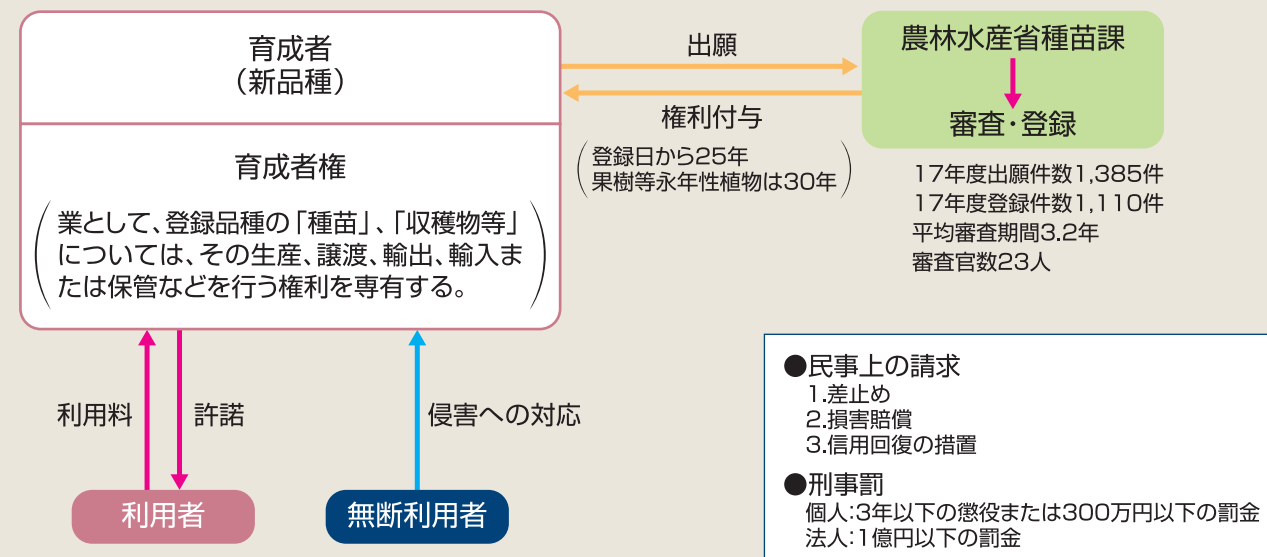
中国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入、販売されていた。北海道（権利者）からの警告により、輸入業者は中国からの高級白あん原料用いんげん豆の輸入を自粛。

#### いぐさ（ひのみどり）

中国に種苗が無断で持ち出され、栽培されているとして、平成15年12月、熊本県（権利者）が、関税率法に基づき輸入差し止めを申立て。平成17年3月、長崎税関八代支署が八代港から輸入されようとした「ひのみどり」のいぐさを摘発し、刑事告発。平成17年11月7日に熊本地検が起訴し、平成18年2月1日、業者に対し罰金100万円、同社長に対し懲役1年6ヵ月執行猶予4年、いぐさ約8.8tの没収を命じる判決を言い渡した。

農林水産省「農林水産行政担当者のための知的財産権入門」より引用

### 植物新品種の保護制度の概要



農林水産省「農林水産行政担当者のための知的財産権入門」より引用

## 食料産業クラスター促進技術対策事業のご紹介

平成19年度農林水産省補助事業「食料産業クラスター促進技術対策事業」では、地域における産業ニーズ・技術シーズを有する者の連携による食品産業分野の共同技術開発の促進、地域の資源や知見の効率的な活用・集積を通じた新製品開発・新事業創出等のために、食料産業クラスター形成に資する場づくり等に対する支援を行い、地域の食品産業の競争力強化を通じた地域経済の活性化を図ることとしています。

また、当事業では、食料産業クラスターの形成に資する地域の食品関連企業の技術開発成果の知財化や研究成果の利活用を推進するため、セミナーの開催等を行うこととしており、本リーフレットもその一環として作成されました。

食品業界における、今後の知的財産権の利用を考える際の参考になれば幸いです。

### 食料産業クラスターとは

食料自給率の向上と地域経済の活性化を図るため、食品産業が農業や異業種と連携し、地域の資源・人材・技術を有機的に結びつけるネットワークの形成により、新製品・新事業の創出を図っていく必要があります。このようなネットワークのことを、「食料産業クラスター」と呼んでいます。農林水産省では、食料産業クラスターの形成及びそこのものづくりを支援するため、様々な施策を講じています。詳しくは農林水産省のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス  
<http://www.syokuryo.maff.go.jp/syokuhin/cluster/cluster.htm>

